

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第 10 回 会 議 録



開会 平成16年11月11日(木)

閉会 平成16年11月11日(木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第10回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成16年11月11日(木) 午後1時32分開会・午後2時11分閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名	なし	
会議事項	1 議題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

第 10 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等	
	出席並びに 欠席委員 出席 14 名 欠席 3 名 凡 例 出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和	×
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等		
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄		
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	×	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男		
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝		
委 員		藤田 芳種	×				
委 員		大久保隆敏					
委 員		井上 浩司					
委 員		美藤 広					
委 員		藤岡 勉					
委 員		合田 要					
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子	
		事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子		
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美		
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司		
	調 整 班	合田 博晃	×				
関 係 者							

第10回合併協議会会議録索引

件 名	頁 数
1 開 会	1
2 会長あいさつ	1
3 議 事	1～12
(1) 報告事項	2～11
(1) 報告第25号 住民説明会の実施内容について	2～11
(2) その他	11～12
(1) 第11回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について (2) 合併協定調印式の日程について	11～12
4 閉 会	12

【午後 1 時 3 2 分開会】

事務局長 皆様、本日はお忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第 10 回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで進行を務めさせていただきます事務局長の大木和郎です。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。

今日はまた少し何かちっと暑過ぎるような感じがするわけでございますけども、第 10 回の観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたしましたところ、今日の協議につきましてもお手元に、今事務局長がお話を申し上げましたように、合併説明会の件でございまして、皆さん方のおかげで住民説明会までにこぎつけたわけでございまして、何かと皆さん方の平素のご協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

今日は大変お繰り合わせをいただきまして、ご出席いただきましたことを厚くお礼申し上げますとお礼にかえます。

事務局長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第 10 条第 2 項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、会長よろしく願いいたします。

議長 それでは、定めによりまして私が議長、よろしく願い申し上げておきます。

規約第 10 条の第 1 項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をいたします。委員 17 名中出席者 14 名、欠席者 3 名、よって本日の会議は成立したと報告させていただきます。なお、欠席者、加藤委員さん、藤田委員さん、石川委員さん、それぞれ 3 名の方から連絡を受けておりますので、申し添えておきます。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、発言される場合には冒頭に所属市町名とお名前をよろしく願い申し上げます。

なお、会議録作成のため、恐れ入りますが、発言に際しましては職員がワイヤレスマイクを持ってまいりますので、お願いします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

報告第25号住民説明会の実施内容につきまして、計画班長より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。事務局計画班長の合田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第25号住民説明会の実施内容について、別紙のとおりご報告いたします。

3ページをご覧いただきたいと思います。

住民説明会の実施内容についてでございますが、まず1番目に、この説明会の目的でございます。合併協議会で確認された合併協定項目の調整結果や新市建設計画の内容、また合併までのスケジュールを住民の皆様方にお知らせするために開催するものでございます。

2番目に、実施主体は1市2町それぞれが実施主体となっております。

3番目ですが、開催期日等につきましては、前回の協議会の中でお知らせいたしましたとおり、11月20日土曜日から12月10日金曜日にかけて延べ23回開催されます。

開場の時刻でございますが、開始時刻の30分前とし、会の時間ですが、2時間程度の内容ということで予定いたしております。

4といたしまして、開催の周知についてでございますが、合併協議会だよりでは、既に11月号に掲載いたしております。それが第7号でございます、それから12月1日付で発行する予定でございます第8号で周知を図っていきたく思っております。

それから、1市2町の広報紙関係でございます。それでは、もう既に11月号で掲載いたしました。なお、観音寺市、大野原町におきましては、12月に入りましても住民説明会を開催いたしておりますことから、12月号でも周知する予定でございます。

また、12月の広報紙とともに、後ほどご説明いたします新市建設計画のダイジェスト版と、それからこれまでにご確認いただきました合併協定項目の確認内容を一覧にまとめましたこの2つの資料を併せまして配付する予定でございます。

さらに、ケーブルテレビやオフトーク通信また回覧板等による周知を予定しております。

次に、5番目でございますが、説明者側の構成ということでございます。これにつきましては、各市町において調整また決定していただきたいと思っております。

6番目として、当日の資料配付関係でございますが、次の3種類を予定しております。

として説明会次第、 で新市建設計画のダイジェスト版、 として合併協定項目の確認内容一覧でございます。

7番目、すみません。4ページの方です。

7番目の説明会の内容でございますが、 として新市建設計画の概要、 として新市の住民生活、それから として合併までのスケジュールでございまして、これはダイジェスト版の掲載内容に沿った項目となっております。なお、この説明会の中では、説明の後、質疑応答の時間を予定いたしております。

8番として、会議録関係でございますが、要点筆記により速やかに作成し、1月13日に開催予定の第11回合併協議会でご報告申し上げ、併せまして合併協議会だよりやホームページに掲載してまいりたいと思っております。

続きまして、恐れ入ります。5ページの方をご覧いただきたいと思えます。

この住民説明会の日程につきましては、前回の協議会の中でご報告させていただきましたが、それ以後に一部日程の変更がございましたので、改めてお知らせいたします。

変更がありましたのは、大野原町でございまして、2地区でございます。初めに、下組地区が12月1日でございましたが、1日早まりまして11月30日に、次に花稲地区が12月3日であったのが12月7日に変更となりました。なお、開催時刻は変わらずに、それぞれ19時からとなっております。よろしくお願いたします。

続きまして、お手元のカラー刷りの冊子の方をご覧いただけたらと思えます。

これが新市建設計画ダイジェスト版でございます。この冊子を説明会場で、また1市2町の12月の広報紙と共に配付する予定のものでございます。このダイジェスト版は、このA4サイズで表紙、裏表紙と、それと内容が18ページ、合わせまして20面により構成されております。このような形態と色合いでもって作成の準備を行っております。

この内容でございますが、これまでこの協議会で確認されました新市建設計画の中から主要な箇所をまとめたもの、それから新市の皆様の生活がどのように変わるか、代表的なものをQ&Aという形にして掲載しております。また、合併までのスケジュール、この大きく分けまして3つの内容から構成されております。

それでは、各ページ簡単にご説明申し上げます。

初めに、表紙でございますが、新市の将来像のスローガン、それから1市2町での観光的、文化、伝統的資源であります銭形と豊稔池の石積みダム、それからちょうさをイラスト

トで描いております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、1ページの方をご覧いただきたいと思いますが、ここでは合併協議会が新しいまちづくりのため協議したことについてお知らせしますということと、1市2町の地域のイラスト、下段の方には人口、面積を載せてあります。

2ページに移りまして、合併の背景、今なぜ合併することが必要かということをも6つの項目に背景として掲げてあります。

3ページに移りまして、ここでは合併をすることによる効果として4つの効果を、それから中段には経費面での節減効果、国や県の支援措置、それから合併特例債の事業費について掲載しております。下段の方には、住民の方の不安や課題に対する取り組み方を掲載いたしております。

続きまして、4ページの方でございますが、これは新市の将来として住民の方がどのようなご意見を持たれているかということで、住民アンケートの結果の中から合併に期待すること及び期待する施策の2つを抜き出して掲載いたしております。

続きまして、5ページの方ですが、5ページでは、1市2町によって形成される新市が目指す将来の姿のスローガンと基本的考え方がございます。

6ページですが、新しいまちづくりの6つの基本目標、それとイメージされるイラスト、それと円形の写真でございます。

7ページから12ページにかけては、第6回協議会で確認いただきました新市での取り組む施策名と主要事業をイラストとともに掲載いたしております。なお、12ページの下段には、新市の財政計画を掲載させていただいております。

13ページから18ページでは、住民の皆様の関心が高いであろうと思われる中から一般的な事項や新市での生活に関連する事項について、新市の住民生活Q&Aとして21問を掲載させていただいております。

そして、18ページの下段でございますが、平成17年10月11日新市の誕生までのスケジュールの中から主な手続について掲げてあります。

最後には、裏表紙でございますが、四国における1市2町の位置図というふうになっております。

以上がダイジェスト版の概要でございます。

来週20日の観音寺市伊吹地区を皮切りに開催されます1市2町の住民説明会におかれ

ましては、一人でも多くの住民の方々にご参加いただいた上で、新市建設計画や新市の住民生活についてのご説明をさせていただきまして、住民の皆様からご質問や貴重なご意見、ご提言をお伺いし、これからの新しいまちづくりに向けて反映してまいりたいと考えております。

これで報告第25号住民説明会の実施内容と新市建設計画ダイジェスト版についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 ただいま計画班長より報告第25号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございましたら出していただきたいと思います。

美藤委員 なしでお願いします。

議長 今、「なし」というご意見もあつたんですけど、ほかに。

はい、どうぞ。

合田久仁男委員 今説明を受けましたが、13ページのQ2というところですか、新市の市役所の位置、これまでの役場庁舎はどうなるのでしょうか。その中で、1の「新市の市役所の位置は、現在の観音寺市役所です。」と、こう書いてあるんですが、以前にこの新市の事務所の位置についての、4月8日ですか、事務所の位置について、「新市の事務所の位置は、当分の間、観音寺市坂本町1丁目1番地の1号、現行の観音寺市役所とする」と。ただ、問題は、この「当分の間」という文言が抜けとるようなんで、このパンフレットを見ますと、「新市の市役所の位置は、現在の観音寺市役所です。」というような、ちょっと文が、豊浜あたりでかなりこいな、割と位置とか、名称とかという関心が強いので、これだけ見ると、もう位置は決まったんかというような説明がありゃせんかというような、これ今見よって感じるんです。その辺の、前のこの事務所の位置についての文については、「当分の間」が入るとるわけです。

議長 言われるとおりでございます。その点ひとつ。

事務局長 合併の重要基本項目の中に、この新市の事務所の位置については提案されましてご確認をいただいた中では、先ほど言われましたように「当分の間」というような表現をさせていただいております。当然そのあたりをもうずばり「当分の間」というふうに明記することも考えてはおったわけでありましたが、現在の観音寺市役所を本庁舎としてというようなことで記載をさせていただきました。もちろんただいま言われましたような内容で、住民の方からご意見なり、あるいは不安なり、あるいは懸念事項とするものでありますれば、当然説明のときに、一応事務所の位置の確認事項としては「当分の間」という

ふうに説明をさせていただいたと思います。

当然この市役所の、現観音寺市役所でありますけれども、この庁舎につきましては建築後もう41年が経過をいたしております、耐震の問題とか、今の情報化に十分適うことのできる庁舎としては、将来いつまでも観音寺現庁舎が本庁舎ということは考えていかなければならないと思います。これらにつきましては、一応今後建て替えも含めて、あるいは新庁舎の規模とか、建設場所とか、時期とか、あるいは敷地面積というものが当然今後考えられるものと思いますが、これらにつきましては新市の方でまた検討されるものと思います。

先ほども申しましたように、住民説明会の段階では、「当分の間」というようなことを具体的に説明をさせていただきましてご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 そういうことなんで、文章に載せておりませんが、我々理事者側が説明行ったときに、その旨説明を口頭でさせていただいてご理解得るということでどうでしょうか。

合田久仁男委員 はい。それから最後に、この新庁舎については将来建て替えるときに協議するという、このチラシ折ったもんには入ってます。だから、新市で協議するという何もあるわけなんですか。

事務局長 先ほどお答えさせていただきました内容にも関連しとると思いますが、将来建て替えの時期に、今申します場所とか、新庁舎の規模とか、そういうものについてはその建て替え時に検討をさせていただくということで、現在どこであるとか、いつの時期であるということについては申し上げられませんが、そういう内容で検討させていただきます。

議長 ほかにございませんか。

美藤委員 ないです。進行。

議長 美藤さん、ありがたいご意見ですけれども、折角の機会で、今日議題も少ないんで、できればひとつまだご意見あるんであれば出していただいてええし、別になければもう終わらせていただく。

はい、どうぞ。

佐伯副会長 これ住所の方の、13ページのQの3の住所がどういうになるんでしょうかというようなことで、これはこれでよくわかっていいんですが、また多分自営業の方と

か、民間の企業の方からいろいろな意見がまた出てくるんでないんだろかなあとこう思っております。これについても、一遍質問させていただいたように思うんですが、企業さんの方の、豊浜、大野原につきましてはもうすべて住所が変わってくると、こういうふうなことでなってくるんですが、それに対する支援的なもんというんは、もう先進地もあいなんないかなあ。ちょっと前に一遍聞いたことあるかなあ。すみません。

事務局長 住所変更に伴う諸手続の中で、公的機関への手続については、読み替えるとか、みなし規定とか、いろいろございまして、すぐ手続をしていかなきゃならんということはないわけではありますが、ただ事業所、個人、法人を問わず事業を経営なさってされておるところにつきましては、名刺とか看板とかあるいは封筒、請求書、パンフレット、あるいは商品の製品の住所変更等いろいろ具体的に、特に大野原町、豊浜町の皆さん方にはそういうことをしていかなければならんということになると思うんです。

そこで、いわゆるその経費に対する補助とかあるいは融資についてであります、これにつきましては、そういうご意見もございまして、それぞれの個人の方々、あるいは会社の方でご負担をしていただくということでご理解をいただいております。

また、近隣の合併市町あるいは各県に照会をいたしましたところ、こういう制度というものは行っておらないということを知りまして、当然今後合併のスケジュールの中で来年3月に市町議決をいただきますと、これで実質合併が確定するわけですが、その後今の予定では8月頃でしょうか、総務大臣の告示で合併がもう本決まりになるわけですが、その辺を見込んで、先ほど申しました在庫の住所変更に対応していただいて、なるべくそれが有効に活用できるようにしていただければというふうに思っております。

先ほど申しましたけれども、そういう融資あるいは補助という制度については考えておりませんが、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

佐伯副会長 よろしく願いするもんでもないけど。

議長 商売人からわなあ。

事務局長 公的機関へのいわゆる法人登記とか、不動産登記、自動車運転免許証、その他もろもろの関係については、一挙に手続をするという必要はないと聞いておるわけですが、ただ今言う会社関係の、先だってもある方から電話をいただきましたけれども、例えば観音寺市大野原町となった場合に、三豊郡大野原町の商品の表示でもそれは法的に差し支えないかというご質問がいただいたわけですが、法的というよりは、むしろ信用の間

題も出てくるので、その辺は切りのよいところでというか、10月11日には切り替えが必要でないかと思います。

白川副会長 法的というのは。

事務局長 そのあたりも当然また私どもの方で研究いたしまして、早い時期に住民の皆さんにお知らせをしたいと思います。

また、併せて住所表示に伴う諸手続について、具体的にどうするかというようなことにつきましても、協議会だより等におきまして、あるいは新市のガイドブックなどを作成し、住所の表示変更により必要とされる主な手続等について、お知らせをしてみたいと思います。

白川副会長 ちゃんと調べて、例えば商業登記やったら。

事務局長 所有者の住所や事務所の所在地、役員の住所等不動産登記、商業登記、法人登記等については、みなし規定ということで行けるといふうには聞いております。

白川副会長 そのあたりは聞いておりますじゃなくて、はっきりとして説明してから、佐伯町長が言よんやから、説明してからどういうふうにかかると言うたときに、こうこうでこうこうかかりますよ。みなし規定やから、次変える時に変えてくれたら経費がどうこう。

事務局長 はい。不動産登記や法人登記のいわゆるそういう問題につきましても、先般確か合田委員さんの方からご質問ございましたけれども、一応法務局の方に事前に照会かけたところ、みなし規定で読み替えるということで、それについては必要はないといふうには聞いております。

森委員 結局そこら辺はええんだけど、例えばカタログが残ってましたとか、包装紙が残ってますよというものを、結局一挙にやるとしたら経費がということの心配すんだけど。順調にはやりかえるゆうたって、もう大分しれてますもんね、金額しれてるという。それから、包装紙とかというのはもういろんな、金かかるとる包装紙で使いよるやつが、合併したらそんなにやらないかとなると大変だということが言われるんだと思うんです。じゃあ我々も心配するのそこなんです。残ったやつを合併でこれ使えますよ、まあそれ使えるか使えんかということです。だけど、我々当分はその大野原の住所の入ったもので当分それ使えというのか、うちや物によったら3ヶ月も4ヶ月も使い切るまでにくかというものもあるでしょうけど。というようなこと私は話をしたいんですけど。止めらす訳にはいかん、自分から見たら。

白川副会長 森さん言いよる補助は。どういう規定でどういう補助をするか難しい。

美藤委員 それは難しいんやな。

議長 そうそうそう。

白川副会長 わしんとこ100万いる。うち是在庫こんだけやけど、使うことばかり。正直に言わんと次の印刷、新しいん作る時に。

森委員 だから、そこら辺のことを法的に説明さえしとってあげたら悪いことはない。そんだけのこと今まであって、観音寺市というものがついたわけですから逆に我々からいうと、ほんなら町より観音寺市とついた方がええなあと思っとるわけだから、できるだけ早目に変えたいし、やっぱり在庫ちゅうのはあるんですよ。

合田久仁男委員 1つちょっと今の関連すんじゃけど。

議長 はい。

合田久仁男委員 法務局で謄本とるとしますわな、そのときにはもうそれいつから観音寺市に変更するんか。それによっていろいろ皆各企業でゴム印をつくらないかん。そういうのやっぱり準備期間も要るんで。大体のところは協議ができていつ頃からというのを。

白川副会長 みなしがいつまで生きるんかということ。

事務局長 法務局の方へ行きましてお聞きした件につきましては、いわゆる商業登記、法人登記の本店及び主たる事務所の所在地と役員の住所につきましては、一応みなし読み替える規定があるので、住所の変更は必要ないとか、通常でしたら法人登記で登録免許税が1件当たり3万円とか1万円要るわけですけど、そのあたりについては非課税で必要はない。ただ、代書屋さんを通じてどうのこうのという場合の代書さんに対しては、それは経費はかかると思うんですけど。

それと、今言う在庫についてはシールを貼って新しい住所の表示で商品の販売の住所に使うとか、いろいろ先進地の事例を聞く限りにおいては、いろんな企業間で、あるいは個人の方、会社の方はそれぞれ工夫はされておるようです。ただ、いつ頃から、じゃあ新市の準備にかかれるかといいますと、これはもうずばり言うと総務大臣の告示行為がないと効力が発生しないわけですけど、実質的には来年の3月の議会で議決いただければ、その後、年度内に県に申請をして、あとは合併という一つの手続が順次進むわけですけど。

白川副会長 とりあえず今質問しよんは、総務大臣の告示があったときにどうなるんかじゃなくて、そっからどうするか。その時にいかんぞという意味。

事務局長 それは10月11日から新市になりますから、それからいわゆるみなし規定

が。

白川副会長 みなし規定はどこまで適用されるのかな、次変えるときに。

事務局長 一応は、その手続をするまではみなし規定として読み替えていくと。

白川副会長 極端に言やあ、ずうっと手続せんでもええ訳か。

事務局長 と聞いておるんですけど。後日、関係機関に照合させていただき、確認された内容で住民の方に周知させていただきます。

白川副会長 そういったのを説明してあげたらええねん。

事務局長 新市になって法務局等関係機関の方に市町職務執行者名で住民変更に伴う周知文書を送付しますから、それで向こうは合併前の町名・字名を合併後の市名・町名とみなし読み替える規定に基づき、そういうもので全部変更されると思います。

森委員 要はそういう部分は再三よく説明しとかんと。

佐伯副会長 説明会な、困るようになるもんな。

森委員 まあぼくら銀行のゴム印だけはもう全体会で話して。そういうものが切れたときでいいんじゃないかと。そなにさてこうでございますというふうに、商品によってはできないですからね。

美藤委員 もう一個、もうついでに、今のじゃったらちゃんと住所表示変わったら郵便局でも抱えてくれよったけど、合併後の住居表示とは違うん。行ったら問われるで。

事務局長 この11月からですか、観音寺市が茂木町が1丁目から5丁目の住居表示で住所変更があったわけですが、その場合は世帯単位が少ないので、あれは確か郵便局の方から住所が変わったところに1世帯当たり50枚の無料はがきが配布され、住所変更がこうなりましたという通知をされておるようですけど、ただこれも郵便局の方へ先だって参りましたけれども、やはり大野原、豊浜、世帯数にしても相当な数になりますので、これについてはそちらの方でよろしく願いますというような内容でございました。ただ、住所変更に伴う郵便番号等は変わりませんのでということをお言われたんですけども。

森委員 じゃあ合併によって住所が変わる。合併やないのに住所表示が変わるということですよ。ということになるんだけど、合併だから僕は割り切ってますけども。質問としては今のです。

議長 そうですか。そこらはひとつ理事者側の方で住民説明にひとつするようなことで、よろしく願います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、別段ないようでございますので、これをもとにして説明会に行く前にそれぞれ市町で十分理事者側で協議した上で、万全を期して出席、説明をするようにいたしましたと思いますので、皆さん方のよろしくご協力を願いたいと思います。

それでは、ないようでございますので、報告第25号住民説明会の実施内容につきましては原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、その他に移りたいと思います。

次に、第11回の協議会日程、合併協定調印式につきまして、総務広報班長より説明願います。

事務局 総務広報班の石川でございます。よろしくお願いいたします。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第11回の協議会並びに合併協定調印式のご案内ですが、ご覧のとおりでございます、(1)第11回の協議会は年が明けました来年の1月13日第2木曜日でございます。午後1時30分より当会場で予定しております。

会議の内容といたしまして、住民説明会の開催状況の報告、合併協定書(案)の確認、合併協定調印式の内容をお諮りいただくよう予定しております。その後、合併協議会委員さんには協定書に調印をお願いすることにしております。

1市2町の市長さん、町長さんと議長さんにおかれましては、1月27日の調印式で署名をお願いすることにしております。

次に、合併協定調印式のご案内であります。1月27日午後1時30分より萩の丘公園内の総合福祉会館の2階大ホールにおきまして執り行う予定でございます。当日は、1市2町の市長さん、町長さんに協定書に署名、押印をお願いし、その後立会人として合併協議会を代表いたしまして1市2町の議長さん、そして特別立会人として香川県知事に署名をお願いしております。当日は、1市2町の市議会議員、町議会議員、香川県知事、国会議員、県議会議員そして報道関係者の皆様で約150名の方々のご出席を予定しております。

委員の皆様におかれましては、これから年末年始にかけてご多忙とは存じますが、ご出席のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 ただいま総務広報班長から日程につきまして説明がありました。

その点につきましてご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、第11回の協議会日程、合併協定調印式の日程につきましては原案のとおりとさせていただきます。

皆さん方もお繰り合わせをいただきまして、調印式にはぜひご出席を願いたいと思います。

以上で、本日予定されておりました日程はすべて終了いたしました。

長時間にわたりまして終始熱心にご協議いただき、ありがとうございました。これにて閉会させていただきます。

【午後2時11分閉会】